

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正案
<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第1節 学年、学期及び休業日</p> <p>(学期)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3節 休学及び復学</p> <p>(休学)</p> <p>第22条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、当該学府長若しくは連合農学研究科長(以下「学府長等」という。)又は学部長の許可を得て休学することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該学府教授会若しくは連合農学研究科教授会(以下「学府教授会等」という。)又は学部教授会の議を経て休学を命ずることができる。</p> <p>(復学)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第1節 学年、学期及び休業日</p> <p>(学期)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 前項に定める各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。</u></p> <p>第3節 休学及び復学</p> <p>(休学)</p> <p>第22条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、当該学府長若しくは連合農学研究科長(以下「学府長等」という。)又は学部長を経て学長に願い出なければならない。</p> <p><u>2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府若しくは連合農学研究科(以下「学府等」という。)又は学部の議を経て、これを許可する。</u></p> <p>3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該学府等又は学部の議を経て休学を命ずることができる。</p> <p>(復学)</p>

第23条 休学期間中にその理由が消滅したときは、当該学府長等又は学部長の許可を得て、復学することができる。

#### 第4節 転学、退学及び除籍

(転学)

第24条 (略)

2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府教授会等又は学部教授会の議を経て、これを許可する。

3 (略)

(退学)

第25条 (略)

2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府教授会等又は学部教授会の議を経て、退学を許可する。

3 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該学府教授会等又は学部教授会の議を経て、退学を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

#### 第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 本学において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等又は学部教授会において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 (略)

(博士特別研究生)

第32条の2 本学において、本学の博士(後期)課程修了後、引き続き特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育

第23条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

#### 第4節 転学、退学及び除籍

(転学)

第24条 (略)

2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府等又は学部の議を経て、これを許可する。

3 (略)

(退学)

第25条 (略)

2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府等又は学部の議を経て、退学を許可する。

3 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該学府等又は学部の議を経て、退学を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

#### 第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 学長は、本学において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府等又は学部において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 (略)

(博士特別研究生)

第32条の2 学長は、本学において、本学の博士課程(博士前期課程を除く。)修了後、引き続き特定の事項について研究を志願す

<p>研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等(農学府を除く。)において選考の上、博士特別研究生として入学を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(科目等履修生)</p> <p>第33条 本学において、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会又は学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができるものとし、またその履修した者に対し、単位を与えることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第34条 日本の国籍を有しない者が、日本において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する場合には、当該学府教授会等又は学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程</p> <p>(博士課程)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>る者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府等において選考の上、博士特別研究生として入学を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(科目等履修生)</p> <p>第33条 学長は、本学において、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府又は学部において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができるものとし、またその履修した者に対し、単位を与えることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第34条 学長は、日本の国籍を有しない者が、日本において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する場合には、当該学府教授会等又は学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程</p> <p>(博士課程)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分(以下「区分制博士課程」という。)し、又はこの区分を設けないもの(以下「一貫制博士課程」という。)とする。</p> <p>3 区分制博士課程においては、その博士前期課程は、これを修士</p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科 (学府)</p> <p>第48条 工学府(産業技術専攻を除く。)及び生物システム応用科学府の課程は博士課程とし、これを前期2年の課程(以下「<u>博士前期課程</u>」という。)及び後期3年の課程(以下「<u>博士後期課程</u>」という。)に区分し、<u>博士前期課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。</u></p> <p>2 <u>農学府の課程は、修士課程とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 <u>生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻に設置する博士課程については、第1項の規定にかかわらず、これを後期3年のみの博士課程とする。</u></p> <p>第3節 教員組織 (教員組織)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学府及び連合農学研究科において研究指導を担当する教員(以下「<u>指導教員</u>」という。)その他教員組織については、当該学府及び連合農学研究科が別に定める。</p>	<p><u>課程として取り扱うものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、後期3年の課程のみの博士課程を置くことができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第2節 研究院、学府及び研究科 (学府)</p> <p>第48条 工学府(産業技術専攻を除く。)の課程は、<u>区分制博士課程とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>農学府の課程は、修士課程とする。</u></p> <p>4 <u>生物システム応用科学府の課程は博士課程とし、生物機能システム科学専攻の課程は区分制博士課程、食料エネルギーシステム科学専攻の課程は一貫制博士課程、共同先進健康科学専攻の課程は後期3年の課程のみの博士課程とする。</u></p> <p>第3節 教員組織 (教員組織)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学府及び連合農学研究科において研究指導を担当する教員(以下「<u>指導教員</u>」という。)その他教員組織については、<u>当該学府及び連合農学研究科の教育規則において定める。</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;">第6節 標準修業年限及び在籍年限</p> <p>(標準修業年限)</p> <p>第54条 <u>工学府及び生物システム応用科学府の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 工学府の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7節 入学資格等</p> <p>(入学資格)</p> <p>第56条 <u>工学府及び生物システム応用科学府の博士前期課程、農学府の修士課程並びに工学府の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、<u>各学府において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第6節 標準修業年限及び在籍年限</p> <p>(標準修業年限)</p> <p>第54条 工学府の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。</p> <p><u>2 工学府の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 生物システム応用科学府の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程(後期3年の課程のみの博士課程を含む。以下同じ。)の標準修業年限は3年、一貫制博士課程の標準修業年限は5年とする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">第7節 入学資格等</p> <p>(入学資格)</p> <p>第56条 <u>工学府の博士前期課程、生物システム応用科学府の博士前期課程及び一貫制博士課程、農学府の修士課程並びに工学府の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、<u>本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

<p>(再入学)</p> <p>第 57 条 <u>本学大学院を修了した者又は本学大学院に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に再入学を許可することができる。</u></p> <p>(転入学)</p> <p>第 58 条 <u>他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)に1年以上在学している者が、本学大学院に転入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に転入学を許可することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(編入学)</p> <p>第 59 条 <u>他の大学院を修了した者又は他の大学院に1年以上在学して退学した者が、本学大学院に編入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に編入学を許可することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(再入学者等の単位及び在学すべき標準期間の取扱い)</p> <p>第 61 条 <u>第 57 条から第 59 条までの規定により各学府又は<u>連合農学研究科</u>に再入学、転入学又は編入学する者については、当該学府教授会等は、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき標準期間を定めるものとする。</u></p> <p>第 8 節 転学府、転研究科及び転専攻 (転学府、転研究科及び転専攻)</p>	<p>(再入学)</p> <p>第 57 条 <u>学長は、本学大学院を修了した者又は本学大学院に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に再入学を許可することができる。</u></p> <p>(転入学)</p> <p>第 58 条 <u>学長は、他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)に1年以上在学している者が、本学大学院に転入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に転入学を許可することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(編入学)</p> <p>第 59 条 <u>学長は、他の大学院を修了した者又は他の大学院に1年以上在学して退学した者が、本学大学院に編入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に編入学を許可することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(再入学者等の単位及び在学すべき標準期間の取扱い)</p> <p>第 61 条 <u>第 57 条から第 59 条までの規定により各学府等に再入学、転入学又は編入学する者については、当該学府等の議を経て、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき標準期間を定めるものとする。</u></p> <p>第 8 節 転学府、転研究科及び転専攻 (転学府、転研究科及び転専攻)</p>
---	---

第 62 条 本学大学院に在学する学生が他の学府又は研究科への移籍を願い出たときあるいは、学府又は研究科内において他の専攻への移籍を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、これを許可することができる。

2 (略)

#### 第 9 節 休学期間

(休学期間)

第 63 条 (略)

2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程、連合農学研究科の博士課程又は工学府の専門職学位課程についてそれぞれ通算して 2 年を超えることができない。

3 (略)

4 休学期間は、第 55 条の在籍年限に算入する。ただし、当該学生の所属する専攻の申し出を当該学府教授会等が特に認めた場合は、在籍年限に算入しない。

5 (略)

第 10 節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法

(専修)

第 64 条 工学府の博士前期課程、農学府の修士課程及び生物システム応用科学府の博士前期課程の基礎となる専修は、別表第 3 の 1、別表第 3 の 2 及び別表第 3 の 3 とおりとする。

第 62 条 学長は、本学大学院に在学する学生が他の学府等への移籍を願い出たときあるいは、学府等内において他の専攻への移籍を願い出たときは、当該学府等において選考の上、これを許可することができる。

2 (略)

#### 第 9 節 休学期間

(休学期間)

第 63 条 (略)

2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程、連合農学研究科の博士課程又は工学府の専門職学位課程についてそれぞれ通算して 2 年を、一貫制博士課程について通算して 4 年を超えることができない。

3 (略)

4 休学期間は、第 55 条の在籍年限に算入する。ただし、当該学生の所属する専攻の申し出を当該学府等の議を経て特に認めた場合は、在籍年限に算入しない。

5 (略)

第 10 節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法

(専修)

第 64 条 工学府の博士前期課程、農学府の修士課程の基礎となる専修は、別表第 3 の 1 及び別表第 3 の 2 のとおりとする。

<p>(授業科目) 第 65 条 (略) 2 授業科目及びその単位数については、当該学府が別に定める。</p> <p>(教育課程及び履修方法) 第 66 条 (略) 2・3 (略) 4 教育課程及び履修方法については、当該学府が別に定める。</p> <p>(履修科目の登録の上限) 第 66 条の 2 工学府産業技術専攻は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>第 11 節 博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等</p> <p>(専修及び授業科目) 第 68 条 工学府の博士課程に置く専修は、別表第 5 の 1 のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。 2 授業科目及び単位数については、工学府が別に定める。</p> <p>第 69 条 生物システム応用科学府の博士後期課程に置く専修は、別表第 5 の 2 のとおりとし、専攻に応じて授業科目を開設する。 2 授業科目及びその単位数については、生物システム応用科学府が別に定める。</p>	<p>(授業科目) 第 65 条 (略) 2 授業科目及びその単位数については、当該学府の教育規則において定める。</p> <p>(教育課程及び履修方法) 第 66 条 (略) 2・3 (略) 4 教育課程及び履修方法については、当該学府の教育規則において定める。</p> <p>(履修科目の登録の上限) 第 66 条の 2 工学府産業技術専攻においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>第 11 節 博士後期課程、一貫制博士課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等</p> <p>(専修及び授業科目) 第 68 条 工学府の博士後期課程に置く専修は、別表第 5 の 1 のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。 2 授業科目及び単位数については、工学府の教育規則において定める。</p> <p>第 69 条 生物システム応用科学府の博士後期課程及び一貫制博士課程は、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。 2 授業科目及びその単位数については、生物システム応用科学府の教育規則において定める。</p>
--	--



<p>第70条 連合農学研究科に置く大講座は、別表第5の<u>3</u>のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。</p> <p>2 授業科目及びその単位数については、<u>連合農学研究科が別に定める。</u></p> <p>(教育方法)</p> <p>第71条 工学府、生物システム応用科学府の博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程における教育は授業科目の授業及び研究指導によって行う。</p> <p>2 工学府、生物システム応用科学府の博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程の学生は、在学期間中に、別に定める授業科目を履修して所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 教育課程及び履修方法については、当該学府及び連合農学研究科が<u>別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第12節 課程修了及び学位</p> <p>(学位論文及び最終試験)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学位論文の提出時期、審査方法等については、当該学府及び連合農学研究科が<u>別に定める。</u></p> <p>(修士課程等の修了)</p> <p>第73条 <u>工学府、</u>生物システム応用科学府の博士前期課程又は農学府の修士課程に標準修業年限以上在学し、各専攻ごとの教育課程に従い第66条第2項に規定する単位を修得するとともに、研究指導を受け、在学中に学位論文を提出してその審査に合格</p>	<p>第70条 連合農学研究科に置く大講座は、別表第5の<u>2</u>のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。</p> <p>2 授業科目及びその単位数については、<u>連合農学研究科の教育規則において定める。</u></p> <p>(教育方法)</p> <p>第71条 工学府の<u>博士後期課程、</u>生物システム応用科学府の博士後期課程及び<u>一貫制博士課程並びに</u>連合農学研究科の博士課程における教育は、<u>授業科目の授業及び研究指導によって行う。</u></p> <p>2 工学府の<u>博士後期課程、</u>生物システム応用科学府の博士後期課程及び<u>一貫制博士課程並びに</u>連合農学研究科の博士課程の学生は、在学期間中に、別に定める授業科目を履修して所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 教育課程及び履修方法については、当該学府及び連合農学研究科の<u>教育規則において定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第12節 課程修了及び学位</p> <p>(学位論文及び最終試験)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学位論文の提出時期、審査方法等については、当該学府及び連合農学研究科の<u>教育規則において定める。</u></p> <p>(修士課程等の修了)</p> <p>第73条 <u>工学府若しくは</u>生物システム応用科学府の博士前期課程又は農学府の修士課程に標準修業年限以上在学し、各専攻ごとの教育課程に従い第66条第2項に規定する単位を修得するとともに、研究指導を受け、在学中に学位論文を提出してその審査</p>
--	--

<p>し、かつ、最終試験に合格した者については、当該学府教授会の議を経て、当該学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを<u>認証</u>する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、前項の場合において、当該修士課程等の目的に応じ当該学府教授会において<u>適当と認められるときは</u>、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを履修する者に限り適用することができる。</p> <p>(博士後期課程等の修了)</p> <p>第74条 工学府若しくは生物システム応用科学府の博士後期課程又は<u>連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し</u>、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、<u>当該学府長又は連合農学研究科長が課程の修了を認定し</u>、学長がこれを<u>認証</u>する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、<u>修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>に合格し、かつ、最終試験に合格した者については、当該学府教授会の議を経て、当該学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを<u>決定</u>する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、前項の場合において、当該修士課程等の目的に応じ当該学府教授会の議を経て<u>適当と認められるときは</u>、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを履修する者及び<u>第75条第2項の規定により一貫制博士課程において前項の修了要件を満たした者に限り適用</u>することができる。</p> <p>(博士後期課程等の修了)</p> <p>第74条 工学府の<u>博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し</u>、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、<u>当該学府長等が課程の修了を認定し</u>、学長がこれを<u>決定</u>する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、<u>大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)</u>以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(専門職学位課程の修了)

第 74 条の 2 工学府の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第 66 条第 3 項に規定する単位の修得その他教育課程を履修した者については、工学府教授会の議を経て、工学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、第 79 条の規定により、当該専攻に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で工学府が定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位の授与)

第 75 条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者に、別に定めるところにより次の学位を授与する。

工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)
<u>生物システム応用科学府の博士後期課程</u>	<u>博士(工学)、博士(農学)、博士(学術)又は博士(生命科学)</u>
連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)

(専門職学位課程の修了)

第 74 条の 2 工学府の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第 66 条第 3 項に規定する単位の修得その他教育課程を履修した者については、工学府教授会の議を経て、工学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、第 79 条の規定により、当該専攻に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で工学府の議を経て定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位の授与)

第 75 条 学長は、次の表の左欄に掲げる課程を修了した者に、別に定めるところにより、それぞれ同表の右欄に掲げる学位を授与する。

課程	学位
工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)

<p>工学府の専門職学位課程 技術経営修士(専門職)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 199 1736 327">生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻を除く。)及び一貫制博士課程</td> <td data-bbox="1747 199 1982 327">博士(工学)、博士(農学)又は博士(学術)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 335 1736 414">生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻に限る。)</td> <td data-bbox="1747 335 1982 414">博士(生命科学)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 422 1736 502">連合農学研究科の博士課程</td> <td data-bbox="1747 422 1982 502">博士(農学)又は博士(学術)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 510 1736 582">工学府の専門職学位課程</td> <td data-bbox="1747 510 1982 582">技術経営修士(専門職)</td> </tr> </table>	生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻を除く。)及び一貫制博士課程	博士(工学)、博士(農学)又は博士(学術)	生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻に限る。)	博士(生命科学)	連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)	工学府の専門職学位課程	技術経営修士(専門職)
生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻を除く。)及び一貫制博士課程	博士(工学)、博士(農学)又は博士(学術)								
生物システム応用科学府の博士後期課程 (共同先進健康科学専攻に限る。)	博士(生命科学)								
連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)								
工学府の専門職学位課程	技術経営修士(専門職)								
<p>(新設)</p>	<p>2 学長は、次の表の左欄に掲げる課程において第73条(第4項を除く。)に規定する修士課程等の修了に相当する要件を満たした者に、別に定めるところにより、同表の右欄に掲げる学位を授与することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 782 1590 829">課程</th> <th data-bbox="1601 782 1982 829">学位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 837 1590 909">生物システム応用科学府の一貫制博士課程</td> <td data-bbox="1601 837 1982 909">修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)</td> </tr> </tbody> </table>	課程	学位	生物システム応用科学府の一貫制博士課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)				
課程	学位								
生物システム応用科学府の一貫制博士課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)								
<p>2 (略)</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等 (休学期間中の授業科目の履修等)</p> <p>第76条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府教授会等の議を経て、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等 (休学期間中の授業科目の履修等)</p> <p>第76条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の議を経て、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>								

<p>(留学等) 第78条 (略)</p> <p>2 前項の願い出があったときは、学長は当該学府<u>教授会</u>等の議を経て、これを許可することができる。</p> <p>(入学前の既修得単位の認定) 第79条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院及び他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、入学した後の当該学府<u>教授会</u>等の議を経て、当該学府又は研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別聴講学生) 第80条 (略)</p> <p>2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府<u>教授会</u>等の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。</p> <p>(特別研究学生) 第81条 (略)</p> <p>2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府<u>教授会</u>等の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。</p> <p>第4章 学部 第3節 修業年限及び在籍年限 (修業年限の通算) 第85条 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位(学校教育法第90条の規定により大学入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が本学に入学</p>	<p>(留学等) 第78条 (略)</p> <p>2 前項の願い出があったときは、学長は当該学府等の議を経て、これを許可することができる。</p> <p>(入学前の既修得単位の認定) 第79条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院及び他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、入学した後の当該学府等の議を経て、当該学府等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別聴講学生) 第80条 (略)</p> <p>2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府等の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。</p> <p>(特別研究学生) 第81条 (略)</p> <p>2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府等の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。</p> <p>第4章 学部 第3節 修業年限及び在籍年限 (修業年限の通算) 第85条 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位(学校教育法第90条の規定により大学入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が本学に入学</p>
--	--

(第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学を含む。以下この条において同じ。)する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるとき(授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。)は、第99条第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して学部が定める期間を、当該学部教授会の議を経て、修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

#### 第4節 入学資格等

(再入学)

第88条 本学を卒業した者又は本学に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、欠員のある場合限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第89条 他の大学に1年以上在学している者が、本学に転入学を願い出たときは、欠員のある場合限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学)

第90条 (略)

2 前項に規定する者が編入学を願い出たときは、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学を含む。以下この条において同じ。)する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるとき(授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。)は、第99条第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して当該学部の議を経て定める期間を、修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

#### 第4節 入学資格等

(再入学)

第88条 学長は、本学を卒業した者又は本学に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、欠員のある場合限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第89条 学長は、他の大学に1年以上在学している者が、本学に転入学を願い出たときは、欠員のある場合限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学)

第90条 (略)

2 学長は、前項に規定する者が編入学を願い出たときは、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

3 (略)

(再入学者等の単位及び在学すべき期間の取扱い)

第92条 第88条から第90条までの規定により再入学、転入学又は編入学する者については、当該学部教授会は、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき期間を定める。

第5節 転学部及び転学科

(転学部及び転学科)

第93条 本学に1年以上在学する学生が他の学部への移籍を願い出たとき又は学部内において他の学科への移籍を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することができる。

2 (略)

第7節 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第96条 (略)

2 授業科目の名称及び単位数については、当該学部が別に定める。

(卒業の要件となる単位数)

第98条 学生は、在学期間中に、卒業の要件となる単位数として、次の各号に掲げる授業科目の区分ごとに定められた単位数を含め、124単位以上を修得しなければならない。ただし、共同獣医学科の学生については、202単位以上を修得しなければならない。

(1) 全学共通教育科目 当該学部において定められた単位数以

3 (略)

(再入学者等の単位及び在学すべき期間の取扱い)

第92条 第88条から第90条までの規定により再入学、転入学又は編入学する者については、当該学部議を経て、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき期間を定める。

第5節 転学部及び転学科

(転学部及び転学科)

第93条 学長は、本学に1年以上在学する学生が他の学部への移籍を願い出たとき又は学部内において他の学科への移籍を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部において選考の上、これを許可することができる。

2 (略)

第7節 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第96条 (略)

2 授業科目の名称及び単位数については、当該学部の教育規則において定める。

(卒業の要件となる単位数)

第98条 学生は、在学期間中に、卒業の要件となる単位数として、次の各号に掲げる授業科目の区分ごとに定められた単位数を含め、124単位以上を修得しなければならない。ただし、共同獣医学科の学生については、202単位以上を修得しなければならない。

(1) 全学共通教育科目 当該学部の教育規則において定められ

<p>上</p> <p>(2) 専門科目 当該学部において定められた単位数以上</p> <p>2 学生は、前項に定める卒業の要件となる単位数のうち、自由選択単位として前項各号に掲げる授業科目のうちから、当該学部において定められた単位数以上を選択、修得するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第99条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った国内の短期大学又は高等専門学校<sup>の</sup>専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 入学前の既修得単位等の認定については、当該学部が別に定める。</p> <p>(卒業論文)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卒業論文の提出の時期、審査の方法等については、当該学部が別に定める。</p>	<p>た単位数以上</p> <p>(2) 専門科目 当該学部の<u>教育規則</u>において定められた単位数以上</p> <p>2 学生は、前項に定める卒業の要件となる単位数のうち、自由選択単位として前項各号に掲げる授業科目のうちから、当該学部の<u>教育規則</u>において定められた単位数以上を選択、修得するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第99条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、当該学部の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った国内の短期大学又は高等専門学校<sup>の</sup>専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 入学前の既修得単位等の認定については、当該学部の<u>教育規則</u>において定める。</p> <p>(卒業論文)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卒業論文の提出の時期、審査の方法等については、当該学部の<u>教育規則</u>において定める。</p>
---	--



<p>(教育課程及び履修方法)</p> <p>第 101 条 (略)</p> <p>2 教育課程及び履修方法については、当該学部が別に定める。</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第 102 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、当該学部において別に定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 節 卒業及び学位</p> <p>(卒業)</p> <p>第 104 条 本学に修業年限以上の期間在学し、各学科ごとの教育課程に従い第 98 条に規定する単位を修得した者については、当該学部教授会の議を経て学部長が<u>当該学科の課程を修了したことを認定し、学長が卒業を認証する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(早期卒業)</p> <p>第 105 条 第 84 条及び前条の規定にかかわらず、本学に3年以上の期間在学し、第 98 条に規定する単位を、特に優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、当該学部教授会の議を経て学部長が<u>当該学科の課程を修了したことを認定し、学長が卒業を認証することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(卒業証書・学位記)</p> <p>第 106 条 学長は、卒業を<u>認証</u>した者に卒業証書・学位記を授与</p>	<p>(教育課程及び履修方法)</p> <p>第 101 条 (略)</p> <p>2 教育課程及び履修方法については、当該学部<u>の教育規則において定める。</u></p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第 102 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、当該学部<u>の議を経て別に定める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 節 卒業及び学位</p> <p>(卒業)</p> <p>第 104 条 本学に修業年限以上の期間在学し、各学科ごとの教育課程に従い第 98 条に規定する単位を修得した者については、当該学部教授会の議を経て学部長が<u>当該学科の課程の修了及び卒業を認定し、学長が卒業を決定する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(早期卒業)</p> <p>第 105 条 第 84 条及び前条の規定にかかわらず、本学に3年以上の期間在学し、第 98 条に規定する単位を、特に優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、当該学部教授会の議を経て学部長が<u>当該学科の課程の修了及び卒業を認定し、学長が卒業を決定することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(卒業証書・学位記)</p> <p>第 106 条 学長は、卒業を<u>決定</u>した者に卒業証書・学位記を授与</p>
--	--

する。

2 (略)

(学位の授与)

第 107 条 本学を卒業した者に、別に定めるところにより次の学位を授与する。

農学部を卒業した者

学士(農学)

学士(獣医学)(共同獣医学科を卒業した者)

工学部を卒業した者

学士(工学)

第 9 節 他の大学等における授業科目の履修等

(休学期間中の授業科目の履修等)

第 108 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (略)

(大学以外の教育施設等における学修)

第 109 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2・3 (略)

する。

2 (略)

(学位の授与)

第 107 条 学長は、次の表の左欄に掲げる学部を卒業した者に、別に定めるところにより、それぞれ同表の右欄に掲げる学位を授与する。

学部	学位
農学部(共同獣医学科を除く。)	学士(農学)
農学部共同獣医学科	学士(獣医学)
工学部	学士(工学)

第 9 節 他の大学等における授業科目の履修等

(休学期間中の授業科目の履修等)

第 108 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (略)

(大学以外の教育施設等における学修)

第 109 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2・3 (略)

(留学)  
第110条 (略)  
2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部教授会の議を経て、これを許可することができる。

(特別聴講学生)  
第111条 (略)  
2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部教授会(東京農工大学科学技術短期留学プログラムに係る場合にあつては、国際センター運営委員会)の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

別表第2(第53条関係)

学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専 門職学位課程		博士後期課程	
		入学定 員(人)	総定員 (人)	入学定 員(人)	総定員 (人)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
生物シ ステム 応用科 学府	生物システ ム応用科学 専攻	69	138	22	66
	共同先進健 康科学専攻	—	—	6	18
	(共同先進 健康科学専 攻全体)	—	—	(10)	(30)

(留学)  
第110条 (略)  
2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部の議を経て、これを許可することができる。

(特別聴講学生)  
第111条 (略)  
2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部(東京農工大学科学技術短期留学プログラムに係る場合にあつては、国際センター)の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

別表第2(第53条関係)

学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専 門職学位課程		博士後期課程		一貫制博士課 程	
		入学定 員(人)	総定員 (人)	入学定 員(人)	総定員 (人)	入学定 員(人)	総定員 (人)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
生物シ ステム 応用科 学府	生物機能シ ステム科学 専攻	59	118	12	36	—	—
	食料エネル ギーシステ ム科学専攻	—	—	—	—	10	50
	共同先進健 康科学専攻	—	—	6	18	—	—

	計	69	138	28	84
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計		<u>623</u>	<u>1246</u>	<u>133</u>	<u>399</u>

別表第3の3(第64条関係)

生物システム応用科学府の博士前期課程
生物システム応用科学専攻
物質機能システム学
生体機構情報システム学
循環生産システム学

別表第4(第67条関係)

学府及び専攻			教育職員免許状の種類(免許教科の種類)
(略)	(略)	(略)	(略)
生物システム 応用科学府	生物システム応 用科学専攻		生物システム応用科学府

別表第5の2(第69条関係)

生物システム応用科学府の博士後期課程
生物システム応用科学専攻

	(共同先進 健康科学専 攻全体) 計	—	—	(10)	(30)	—	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計		<u>613</u>	<u>1226</u>	<u>123</u>	<u>369</u>	<u>10</u>	<u>50</u>

(削る)

別表第4(第67条関係)

学府及び専攻			教育職員免許状の種類(免許教科の種類)
(略)	(略)	(略)	(略)
生物システム 応用科学府	生物機能システ ム科学専攻		中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)

(削る)

物質機能システム学 生体機構情報システム学 循環生産システム学	別表第5の3(第70条関係) (表は省略)	別表第5の2(第70条関係) (表は省略)
---------------------------------------	--------------------------	--------------------------

附 則 (教規則第1号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在在学している者の単位数及び授業科目の区分については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 生物システム応用科学府生物機能システム科学専攻及び食料エネルギーシステム科学専攻の収容定員は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成27年度から平成30年度までにおいては、次の表のとおりとする。

学府名	専攻名	平成27年度			
生物システム応用科学府	生物機能システム科学専攻 (博士前期課程)	59			
学府名	専攻名	平成27年度	平成28年度		
生物システム応用科学府	生物機能システム科学専攻 (博士後期課程)	12	24		
学府名	専攻名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生物システム応用科学府	食料エネルギーシステム科学専攻 (一貫制博士課程)	10	20	30	40